102-316

問題文

- 1. 薬局で販売するためには、毒物又は劇物の販売業(毒物劇物販売業)の登録を受けなければならない。
- 2. 薬局で販売する場合、漬物製造工場の購入者の氏名及び住所を確認した後でなければ交付してはならない。
- 3. 漬物製造工場の責任者は、薬局から購入した劇物の名称と数量を帳簿に記載しなければならない。
- 4. 漬物製造工場では、貯蔵する場所に「医薬用外」及び「劇物」の文字を表示しなければならない。
- 5. 漬物製造工場で廃棄する場合は、中和等により劇物に該当しないものにしなければならない。

この問題は、設問・選択肢が不明確で正解が得られないという理由から「解なし」となった問題です。

解答

問316:2,5問317:解なし

解説

問316

HCI+NaCIO → NaCI + HCIO HCIO + HCI → H20 + CI2↑ 上記の反応により塩素ガスが発生したと考えられます。

EDTA は、金属中毒に対する解毒剤です。チオ硫酸ナトリウムは、シアン化物やヒ素中毒に対する解毒剤です。

痛みを感じる部位の水洗、輸液は、一般的に行われる処置であり適切であると考えられます。酸素吸入も一般 的処置ですが、パラコート中毒の際には避けるべきである点に注意が必要です。

以上より、正解は 2,5 です。

問317

解なしのため、解説もなし。